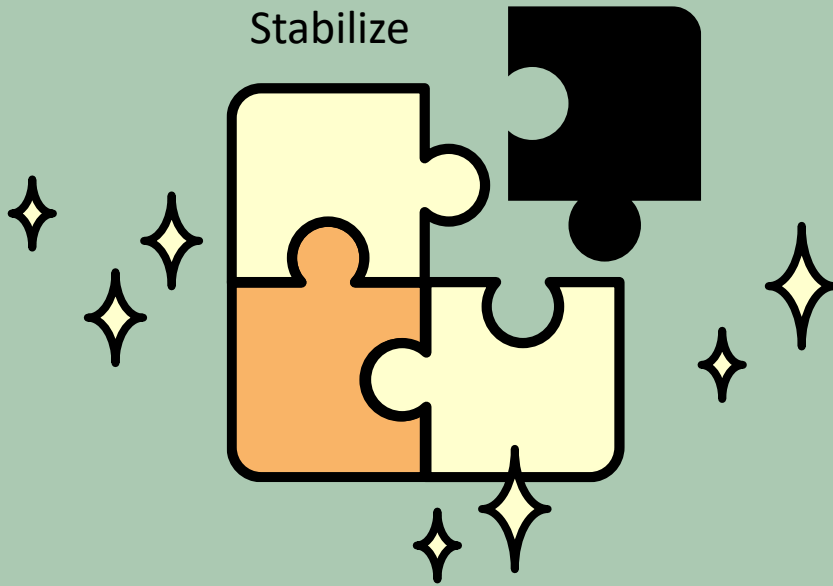


令和6年度 徳島県事業

# 安定雇用促進支援助成金



「雇用の安定化」を促進支援するため、自社以外から  
**就職氷河期世代**の非正規雇用労働者や失業状態の方を正規で雇入れ、  
定着を図る企業に対し助成金を支給します。  
県内企業の皆様の積極的なご活用をお願いいたします。

## 安定雇用促進支援助成金とは

県内に在住又は勤務する**就職氷河期世代**の非正規雇用労働者等を正規雇用で雇入れ、**6か月間継続雇用**した場合に助成金を支給します。

### こちらもCHECK

一定の要件を満たす場合、別途厚生労働省の**特定求職者雇用開発助成金**（**就職氷河期世代安定雇用実現コース**）の支援対象になります。

お問い合わせは  
最寄りの  
ハローワークへ

## 支給金額

6か月  
定着後



中小企業

30万円/人

中小企業以外

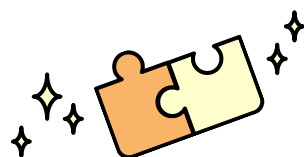
25万円/人

## 労働者

- 雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方。ただし、妊娠又は育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと。
- 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方
- ハローワーク等の紹介の時点で失業している又は非正規雇用労働者である方で、安定所等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- 新規学卒者（卒業年の6月末日までの間にハローワーク等及び学校で職業紹介を受けた者）でないこと。
- 雇入れ日から6か月以内に定年に達する者でないこと
- 雇入れ日において、徳島県内の事業所に勤務する又は徳島県内に居住している者であること。
- 就職氷河期世代（1968年4月2日から1988年4月1日までの間に生まれた者）であること。

## 事業者

- 雇用保険の適用事業主であること
- ハローワーク等の紹介により就職氷河期世代の労働者を正規雇用労働者として雇い入れたこと
- 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（基準期間）に、事業主の都合による従業員の解雇（勤奨退職を含む）をしていないこと
- 基準期間に、当事業所を解雇等により離職した者としてハローワークで受給資格決定処理が行われたものの数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）



❗ 上記を満たしていても、不支給要件に該当する場合は助成金が支給されません。

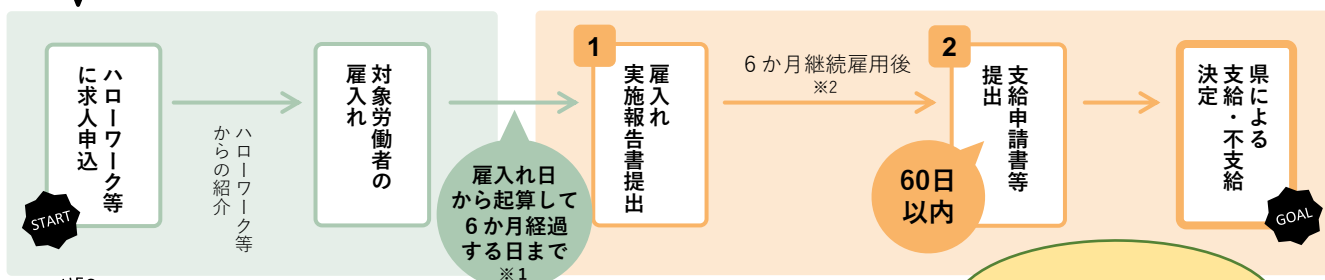
- ハローワーク等の紹介以前に雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- 雇入れの前日から過去3年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことのある人をこの職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- 雇入れの前日から過去3年間に、この雇入れをする事業所と雇用、請負、委任の関係にあった人、又は出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合 など

CHECK

詳しくは要綱を参照してください。



## 申請の流れ



## 県への提出書類

## STEP 1 雇入れ日から起算して6か月経過する日まで※1

- 雇入れ実施報告書（様式第1号）
- 支給対象労働者等の内訳（様式1-1）

※1※2 雇入れ日が賃金締切日の翌日以外の場合は、提出期間が変わります。  
詳しくは要綱を参照してください。

## STEP 2 雇入れ日から起算して6か月経過後60日以内※2

- 徳島県安定雇用促進助成金支給申請書（様式第2号）
- 徳島県安定雇用促進助成金状況書（様式第2号の2）
- 誓約書（様式第2号の3）

県様式については徳島県ホームページからダウンロードいただけます

徳島県安定雇用促進助成金



## 安定雇用促進助成金に関するお問い合わせ

徳島県生活環境部労働雇用政策課  
雇用促進戦略担当 TEL 088-621-2347

## 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）に関するお問い合わせ

最寄りのハローワークにお問い合わせください